ました。 高速な高齢化が進行する中、ひとり暮らしや、 高齢者を取り巻く状況は 高齢者を取り巻く状況は をでは、高齢者が、住み をでは、高齢者が、住み をでは、高齢者が、住み をでは、高齢者が、住み をでは、高齢者が、住み をでは、高齢者が、住み をでは、高齢者が、住み をでは、高齢者が、住み をでは、高齢者が、は をでは、の適正など、 を策定し、「第4期高 を策定し、「第4期高 をでは、



保険者の介護保険料は、65歳以上の方の第1号

以料は、高い第1号被

第4期高齢者 保健福祉計 介護保険事業計画を 策定しました

基本目標・基本方針の体系

将来目標

年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現

~ 支えられる世代から支え合う世代へ~

基本理念

- (1)保健福祉サービス体制の整備による予防と自立の 支援
- (2)利用者の「選択」とサービス提供者の「競争」に よるサービスの質の向上
- (3) あらゆる世代による地域社会のつながりをもとに した共助体制の構築





高齢者保健福祉計画

基本目標

目標1:介護予防と健康づくり

目標2:多様な社会参加の促進 目標3:高齢者の地域生活への

支援

目標4:連携と支え合いの仕組

みづくり

目標5:安心して住み続けられ

る生活環境の整備

介護保険事業計画

基本方針

地域ケア体制の整備

介護予防の推進 認知症ケアの推進

介護サービス基盤の

適正な整備と質の向

上

介護保険事業の適正

な運営

認定の見直しが要介護



介護保険の 要介護認定方法が 直しされました

施設などに代行してもら護支援事業者、介護保険護支援センター、居宅介請をします。申張所で申請をします。申張所で申請をします。申張所で申請をします。申請 サービスの利用を申請 サービスの利用を 査票で、認定調査員が本認定調査 全国共通の調うことができます。

行われ、4月申請分から適 間では認定をするためです。 では、まりでするにより、認定 では、はの手間を反映し、 では、ででするためです。 では、はの手間を反映し、 でするにおける調査項目数や でするにより、認定 では、より正 では、よりにより、認定 では、まりにより、認定 では、まりにより、認定 では、まりにより、認定 では、まりにより、認定 では、まりにより、認定 では、まり正 から認定ま で

大の状態や介護の程度の 大だき、普段の様子など をに、保健、医療、指定された主 とに、保健、医療、指定された主 とに、保健、医療、指定された主 とに、保健、医療、指定された主 とに、保健、医療、指定された主 をに、要介護のを をに、要介護の認定を をに、要介護の認定を をに、要介護の認定を をも とに、要介護の認定を をも とに、要介護の認定を をも とに、要介護の認定を をも とに、要介護の認定を をも とに、要介護の認定を をも

介護保険料の 改定

計画は、高齢計画の趣旨と 高齢社会にも 祉対お

第4期介護保険料(平成21年度~23年度)

保険				料	
所得段階	基準	率	月額	年額	
第 1 段階	生活保護受給者と住民税非課 税世帯の老齢福祉年金受給者	0.429	1,800円	21,600円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.429	1,800円	21,600円	
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税の方 で、第2段階に該当しない方	0.691	2,900円	34,800円	
特例 第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.834	3,500円	42,000円	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、特例第4段階に該当しない方	1.000	4,200円	50,400円	
第5段階	本人が住民税課税で、前年の 合計所得金額が125万円未 満の方	1.096	4,600円	55,200円	
第6段階	本人が住民税課税で、前年の 合計所得金額が125万円以 上200万円未満の方	1.239	5,200円	62,400円	
第7段階	本人が住民税課税で、前年の 合計所得金額が200万円以 上400万円未満の方	1.500	6,300円	75,600円	
第8段階	本人が住民税課税で、前年の 合計所得金額が400万円以 上700万円未満の方	1.643	6,900円	82,800円	
第9段階	本人が住民税課税で、前年の 合計所得金額が700万円以 上1000万円未満の方	1.739	7,300円	87,600円	
第10段階	本人が住民税課税で、前年の 合計所得金額が1000万円 以上の方	1.834	7,700円	92,400円	
全計所得全額とけ IIV λ 全額から必要経費に相当する全額を控除した全額の					

合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の ことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。